

会議案第5号

芽室町ふるさと応援寄附条例制定の件

芽室町ふるさと応援寄附条例を次のとおり制定しようとするものであります。

平成21年3月26日提出

芽室町議会議員 西 尾 一 則
芽室町議会議員 高 橋 仁 美
芽室町議会議員 小 椋 孝 雄
芽室町議会議員 常 通 直 人

芽室町ふるさと応援寄附条例

(目的)

第1条 この条例は、芽室町を愛し、応援しようとする個人、法人又は団体から広く寄附金を募り、これを財源として各種事業を実施し、寄附者の芽室町に対する思いを実現化することにより、多様な人々の参加による個性豊かな活力あるふるさとづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第2条 前条の目的を具体化する事業は、次のとおりとする。

- (1) 農業・商工業の振興に関する事業
- (2) 教育・文化の振興に関する事業
- (3) ゲートボール等のスポーツの振興に関する事業
- (4) 子育て支援・青少年健全育成に関する事業
- (5) 福祉・コミュニティ活動の推進に関する事業
- (6) 公立芽室病院の運営に関する事業
- (7) 自然環境・地域景観の保全に関する事業
- (8) 前各号に掲げる事業以外の事業

(寄附金の指定等)

第3条 寄附者は、前条各号に規定する事業のうちから、自らの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定するものとする。

2 前条第8号の指定を受けた寄附金のうち、具体的な事業の指定がない寄附金については、町長が必要と認める事業に指定するものとする。

3 町長は、前項の指定を行った場合は、寄附者にその報告をしなければならない。

(寄附金の管理及び運用状況の公表)

第4条 町長は、寄附金を適正に管理するため、必要な基金を設けるよう努めなければならない。

2 町長は、毎年度、この条例の運用状況について、公表しなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

説 明

芽室町のまちづくりを応援しようという思いがこもった寄附により、個性豊かな活気のあるまちづくりを推進していくため、本条例を制定しようとするものであります。
